



協定番号 31-402001

平成 31 年度
長野県産業廃棄物 3R 実践協定書

直富商事 株式会社 代表取締役 木下 繁夫（以下、「甲」という。）と長野県知事 阿部 守一（以下、「乙」という。）は、長野県の良好な生活環境を保全し、次世代へ引き継いでいくため、産業廃棄物に関する情報公開を積極的に行い、地域との協調を図りながら、産業廃棄物の一層の減量、再資源化及び適正処理を実践するため、「長野県産業廃棄物 3R 実践協定」を締結します。

平成 31 年 3 月 1 日

協定期間 自 平成 31 年(2019 年)4 月 1 日 至 平成 34 年(2022 年)3 月 31 日

(甲) 住所 長野市大豆島 3397-6

氏名 直富商事 株式会社

代表取締役 木下 繁夫



(乙) 住所 長野市大字南長野字幅下 692-2

氏名 長野県知事 阿部 守一



(目的)

第1条 この協定は次に掲げる事項を目的として締結する。

- (1) 甲の産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用及び適正処理に関する自主的な取組みにより、産業廃棄物の減量化、適正処理の一層の推進を図る。
- (2) 甲の適正処理等の取組みを広く県民に公表することにより、産業廃棄物処理に対する県民の理解を深めるとともに、一層の信頼を確保する。
- (3) 協定事項に関する取組みを通じ、甲の産業廃棄物処理水準及び意識の向上を図る。

(甲の責務)

第2条 甲は目的達成のため、次に掲げる事項を実行する。

- (1) 第5条第1項に定める産業廃棄物3R実践計画（以下、「実践計画」という。）の策定及び実践計画書の乙への提出
- (2) 実践計画の実施
- (3) 積極的な情報公開
- (4) 実施結果の乙への報告

(乙の責務)

第3条 乙は次に掲げる事項を実行する。

- (1) 甲の住所及び氏名の公表
- (2) 甲の実践計画書の公表
- (3) 甲の実施結果報告書の公表
- (4) 先進的な取組み事例の紹介
- (5) 必要に応じた現地確認

(協定期間)

第4条 協定の期間は、協定書記載のとおりとする。

(実践計画)

第5条 甲は協定の趣旨に則り、自主的な取組みを行うため、次に掲げる項目について、実践計画を策定する。

- (1) 産業廃棄物3R実践方針
- (2) 産業廃棄物管理責任者
- (3) 処理を受託した産業廃棄物の種類、運搬量、運搬方法、許可車両等についての情報公開
- (4) 積替保管施設の地域への公開、説明（積替保管施設を有する場合）
- (5) 従業員教育
- (6) 排出事業者、産業廃棄物処分業者への協力要請
- (7) 不法投棄・不適正処理を発見した場合の協力体制
- (8) 自社処理廃棄物の管理方法（自社処理を行っている場合）
- (9) その他協定の目的を達成するため、甲独自に取組む事項

2 実践計画は、計画期間（当初年度が1年に満たない場合はその期間。以下同じ。）を1年間として、協定期間中の年度毎に策定する。

3 協定期間の第2、第3年度分の実践計画書は、当該年度の7月10日までに乙へ提出するものとする。

4 計画期間中にやむを得ない理由により計画を変更する必要が生じた場合は、甲は乙に予め協議の上、

変更理由書を添えて変更計画書を提出するものとする。

(実施結果報告)

第6条 甲は、協定期間中の各計画期間終了後、実践計画についての実施結果をとりまとめ、実施結果報告書を作成する。

2 実施結果報告書は、計画期間終了後の次年度の7月10日までに乙へ提出するものとする。

(公表)

第7条 乙は、協定締結後並びに実践計画書及び実施結果報告書の提出後、できるだけ速やかにその内容等について、長野県ホームページに公表する。

(現地確認)

第8条 乙は、実施結果報告書の提出後、必要に応じて甲の事業所又は処理施設等の現地確認を行うものとし、甲はこれに協力しなければならない。

(協定の解約)

第9条 協定期間中においても、甲が乙に申し出を行い、乙がやむを得ないと認めた場合は、協定を解約することができる。ただし、この申し出の前後に次条に掲げる協定の破棄の各項目に該当する事項があった場合は、この限りでない。

(協定の破棄)

第10条 乙は次に掲げる場合に協定を破棄し、破棄したことを公表することができる。

- (1) 甲が、協定期間に不法投棄等の違法行為を行った場合
- (2) 甲が、協定期間に協定締結対象者の条件を満たすことができなくなった場合
- (3) 甲が、協定期間に協定事項を履行していない、又は協定事項についての取組みが不十分であることを乙が認めた場合
- (4) 甲が、本協定に関する乙への提出書類に虚偽事項を記載した場合
- (5) 甲が、指定期日までに実践計画書及び実施結果報告書を乙へ提出しなかった場合
- (6) 上記の他、甲の信用失墜行為があったと乙が認めた場合

(協定書の返還)

第11条 第9条及び前条の規定により、協定を解約又は破棄した場合、甲は協定書を遅滞なく乙に返還しなければならない。

(協議)

第12条 この協定の内容に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙がその都度協議して決定するものとする。

本協定の締結を証するため本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上それぞれが各1通を保有する。